

1. 基本方針

今後も新型コロナウイルスによる影響は長期化し、共存せざるを得ない見通しの中で、例会開催の様子を見ながら休会するのではなく、万全の対策を取りながら開催していくことを基本とします。ただし、国や県からの要請や指示、会員の感染状況を常に把握しながら、状況に応じて休会の判断をしていきます。

なお、委員会の開催については、各委員長が必要に応じて例会開催状況などを参考に、判断していただくことにします。

会員の例会出席については、各自の会社や組織の方針に従っていただきたいと思います。会長・幹事・SAA・例会運営委員会等、例会運営に関わる関係者は、相互で調整いただき、出席者皆無とならないよう配慮をお願いします。

2. 背景

ロータリーは、「まず例会出席から」と言われており、会員の義務のひとつである。例会では食事を共にし、その間、自分たちの職業や趣味などの情報交換などで親睦を深めるとともに、会員やゲストの卓話を聞き、ビジネスや社会の最新情報や、文化・歴史・科学技術などについて知識を深めたり、クラブの奉仕活動のヒントを得たりする貴重な時間と場です。

広島東 RC は、県内最大規模に近い会員数を有する伝統あるクラブとして、2020 年春以降、国や県市からの新型コロナウイルス感染拡大防止対策などの要請や指示に適切に対応しながら、地域社会の範となるべく適切なクラブ運営にあたる使命を果たしてきております。

現在、国や県の新型コロナ対策における分類では、例会は「イベントの開催」に該当します。ここで求められるのは、人と人の接触機会の低減、時間や開催の制限、開催要件の厳格化、飲食の制限とされております。この要請を例会運営に置き換えると、会員と会員との接触機会低減、例会時間の短縮、開催回数の削減、開催要件の厳格化、食事の制限（食事エリアの設定、時間の限定、飛沫拡散防止策による感染防止）を行いながら開催することとなります。

新型コロナとの共存はすでに 1 年近くが経過しており、色々な対策の有効性も確認される中、多くの人たちが予防対策を講じてきております。感染症との戦いが長期化するなかで、状況変化に臨機応変に対応したルールや対処法に限定した約束事として、今般、例会の開催や参加などの対応基準をガイドラインとして作成しました。このガイドラインを参考にして、コロナとの共存時代に対応してまいります。

3. ガイドライン

(1) 会員の安全確保

① マスクの着用徹底

食事中を除きマスクを着用する。マスクの種類は問わない。

② 健康チェック

あらかじめの検温、自覚症状の有無は自己判断とし、会場入り口でも検温を行う。出席停止基準に該当する場合は、速やかに帰宅する。

③ うがい・手洗いの励行

入室前に必要に応じて、うがい・手洗いをする。

④ 手指の消毒の徹底

受付に配備の消毒液を使用して、必ず、手指を消毒する。

⑤ ソーシャルディスタンスの確保

例会前後の時間における、会員相互の私的会話や打合せの際は、特に留意する。

(2) 会場の安全確保（例会会場運営）

① 例会席は円卓にて、テーブルあたりの配席数は、4～5席程度とする。

② 隣接者の間には、アクリル板を設置する。

③ テーブル毎に、別途定める出席記録簿を作成する。この記録は、陽性者が発生した場合に、保健センターから情報提供依頼があったとき、同席者の名前と連絡先を通知することにのみ使用する。

(3) 会員の体調不良による出席自粛（辞退）基準

会員の出席自粛の条件は、つぎのとおりとする。

① 新型コロナウイルスに感染した

② 新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触があった

③ 新型コロナウイルスに感染している疑いがある者と一定時間の接触があった

以下条件に該当する場合

〈1 つでも該当すれば出席を自粛する〉

体温：37.5℃以上、もしくは1週間平均より1℃以上高い

自覚症状：味覚障害または嗅覚障害

〈2 つ以上該当すれば出席を自粛する〉

体温：37℃以上、もしくは1週間平均より0.7℃以上高い

自覚症状：強い倦怠感

自覚症状：息苦しさ

【濃厚接触（の疑い）の定義】（参考）

- ① 保健センターより濃厚接触と判断された者
- ② 新型コロナウイルスの陽性者と同一住所に居住する者
- ③ 新型コロナウイルスの陽性者由来の体液、分泌物（痰など（汗除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者
- ④ 新型コロナウイルスの陽性者と一定時間同一空間に滞在した者
屋内：30分以上 屋外：1時間以上

（４）感染流行地域滞在による出席自粛（辞退）基準

感染流行地域に滞在した会員は、1週間出席を見合わせる。

（例）火曜日まで滞在 → 翌週の水曜日は出席可

水曜日まで滞在 → 翌々週の水曜日は出席可

【感染流行地域の定義】

国や県が緊急事態宣言相当を発令している地域とそれに準ずる地域

（５）健康チェック自己診断について

つぎのチェック項目に沿って自己診断をおこない、1つでも該当項目がある場合は出席を控えてください。

- 現在、発熱（37.5度以上）の症状がある
- 味覚・嗅覚に異常がある
- 継続的な咳・のどの痛み・鼻水・息切れ・倦怠感の項目に2つ以上該当する
- 2週間以内に、海外渡航履歴がある
- 2週間以内に「海外滞在歴があり、発熱かつ呼吸器に何らかの症状を有する人」との接触がある
- 1週間以内に、感染流行地域に滞在履歴がある
- 同居者に、新型コロナウイルスの感染者または感染の可能性のあるものがある
（体温37.5度以上、味覚・嗅覚障害の症状がある方がいる）

特に、会場での確認は行いませんが、例会に出席する際の健康チェック項目として、各自ご確認をお願いします。

（６）会員が感染した場合の対応（濃厚接触の扱いも含む）

- ① 会員が陽性者と判定された場合は、速やかに何らかの方法で事務局に第一報を入れる。事務局は速やかに会長幹事に連絡し、三者が連携し感染者並びに保健センターとの確認作業等の対応に当たる。また、陽性者に対し、会員への情報の開示の許諾、直近例会で

同席された方への連絡についての同意確認をいただく。

- ② 保健センターからの指示により濃厚接触者の有無などの調査に協力する。
- ③ 本人の同意なしには、感染者を特定する個人情報の会員への開示は行わない。ただし本人の同意を得て直近例会時の同席者にのみに連絡し、守秘義務について確認する。
- ④ 会長の判断により、情報入手後に予定する例会を2週間程度休会とする。
- ⑤ 陽性判定された会員との濃厚接触者と判定される会員が発生した場合も、上記に準ずる。
- ⑥ 感染者は病状回復後、会長、幹事または事務局へ報告する。

(7) リモート例会について (Web 会議システムの活用)

会員の業務運営上、健康状態、及びクラブが認める特別な理由にて、例会場で開催される例会に出席できない場合は、Web 会議システムを使用したリモート参加を許容する。

ライセンス使用料はクラブの負担とするが、情報のセキュリティー管理は会員の自己責任とする。

(8) 例会の出席確認とメイクアップ

現在は、例会開始後、胸章ボックスに名札が残っている会員を欠席として対応している。

メイクアップについては、毎月の理事役員会にて、翌月の扱いを協議決定、周知する。リモート例会参加者の出席確認方法は、別途決定することとするが、暫定的に上記と同様とする。

(9) 休会の連絡とメイクアップ要否

急きょ例会を休会とする場合は、事務局からあらかじめ登録のアドレスに電子メールにより情報提供する。この場合も、メイクアップは不要とし全員出席とみなす。

(10) 例会で決議を必要とする場合の対応

休会中に、例会での決議を必要とする審議事項が発生する場合は、書面決議の困難さを問わず、電子メールによる書面決議とする。

(11) 適用

このガイドラインは、2021年2月24日以降に適用する。

ただし、リモート例会については今後を想定した項目であり、実施に当たっては、当該年度理事会承認を得て準備が整い次第とします。

以上